

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第1号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保 健 総 務 課	令和5年3月22日
訓令第2号	さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和5年3月29日
訓令第3号	さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令	病 院 総 務 課	令和5年3月29日
訓令第4号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和5年3月31日
訓令第5号	さいたま市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令	消 防 企 画 課	令和5年3月31日
訓令第6号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職 員 課	令和5年3月31日
訓令第7号	さいたま市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人 事 課	令和5年5月1日

さいたま市訓令第1号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第10条 保健所長及び課長（<u>保健所管理課長</u>に限る。）の共通専決事項は、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第2共通専決事項の表の規定を準用する。この場合において、同表中「部長」とあるのは「保健所長」と、「部に属する」とあるのは「保健所に属する」と読み替えるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、<u>保健所管理課長</u>の個別専決事項は、第12号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第10条 保健所長及び課長（<u>保健総務課長</u>に限る。）の共通専決事項は、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第2共通専決事項の表の規定を準用する。この場合において、同表中「部長」とあるのは「保健所長」と、「部に属する」とあるのは「保健所に属する」と読み替えるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、<u>保健総務課長</u>の個別専決事項は、第12号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第2号

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程（平成25年さいたま市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(分担事務等)</p> <p>第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="178 1010 772 1391"><thead><tr><th data-bbox="178 1010 304 1055">副市長</th><th data-bbox="304 1010 772 1055">担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="178 1055 304 1093">[略]</td><td data-bbox="304 1055 772 1093"></td></tr><tr><td data-bbox="178 1093 304 1352">高橋篤</td><td data-bbox="304 1093 772 1352">都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、<u>財政局</u>、スポーツ文化局、<u>保健衛生局</u>、福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務</td></tr><tr><td data-bbox="178 1352 304 1391">[略]</td><td data-bbox="304 1352 772 1391"></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	副市長	担当事務	[略]		高橋篤	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、 <u>財政局</u> 、スポーツ文化局、 <u>保健衛生局</u> 、福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務	[略]		<p>(分担事務等)</p> <p>第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="845 1010 1439 1391"><thead><tr><th data-bbox="845 1010 971 1055">副市長</th><th data-bbox="971 1010 1439 1055">担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="845 1055 971 1093">[略]</td><td data-bbox="971 1055 1439 1093"></td></tr><tr><td data-bbox="845 1093 971 1352">高橋篤</td><td data-bbox="971 1093 1439 1352">都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、<u>財政局</u>、スポーツ文化局、<u>保健福祉局</u>、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務</td></tr><tr><td data-bbox="845 1352 971 1391">[略]</td><td data-bbox="971 1352 1439 1391"></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p>	副市長	担当事務	[略]		高橋篤	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、 <u>財政局</u> 、スポーツ文化局、 <u>保健福祉局</u> 、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務	[略]	
副市長	担当事務																
[略]																	
高橋篤	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、 <u>財政局</u> 、スポーツ文化局、 <u>保健衛生局</u> 、福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務																
[略]																	
副市長	担当事務																
[略]																	
高橋篤	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、 <u>財政局</u> 、スポーツ文化局、 <u>保健福祉局</u> 、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務																
[略]																	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第3号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程（平成13年さいたま市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副理事、次長、参事、課長</u>（課長相当職を含む。）<u>、調整幹及び参与</u>（以下「副理事等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(病院経営部長の専決事項)</p> <p>第11条 病院経営部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副理事、次長、参事<u>及び課長</u>（課長相当職を含む。）（以下「副理事等」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p>
<p style="text-align: center;">(看護部長の専決事項)</p> <p>第14条 看護部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副看護部長</u>（2人以上置かれる場合に限る。）<u>、看護師長及び調整幹</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(3) <u>副看護部長、看護師長及び調整幹</u>（以下この条において「<u>副看護部長等</u>」という。）の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(4) <u>副看護部長等</u>の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>(5) <u>副看護部長等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。</p> <p>(6) <u>副看護部長等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。</p> <p>(7) <u>副看護部長等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。</p> <p>(8) <u>副看護部長等</u>の出張の命令及び復命の受理をすること。</p>	<p style="text-align: center;">(看護部長の専決事項)</p> <p>第14条 看護部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>副看護部長</u>（2人以上置かれる場合に限る。）<u>及び看護師長</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(3) <u>副看護部長及び看護師長</u>の病気休暇及び特別休暇を承認すること。</p> <p>(4) <u>副看護部長及び看護師長</u>の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>(5) <u>副看護部長及び看護師長</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする事。</p> <p>(6) <u>副看護部長及び看護師長</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。</p> <p>(7) <u>副看護部長及び看護師長</u>の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。</p> <p>(8) <u>副看護部長及び看護師長</u>の出張の命令及び復命の受理をすること。</p>

<p>(看護師長の専決事項)</p> <p>第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 副看護師長（2人以上置かれる場合に限る。） ）<u>専門幹及び主幹</u>の担当業務を指定すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p>	<p>(看護師長の専決事項)</p> <p>第15条 看護師長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 副看護師長（2人以上置かれる場合に限る。） ）の担当業務を指定すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第4号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">課長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、<u>南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室</u>を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]</td> </tr> </table>	[略]		課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、 <u>南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室</u> を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">課長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所<u>及び南部児童相談所</u>を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]</td> </tr> </table>	[略]		課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所 <u>及び南部児童相談所</u> を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]												
[略]																					
課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、 <u>南部児童相談所及び東部療育センター開設準備室</u> を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]																				
[略]																					
課長	(1)・(2) [略] (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所 <u>及び南部児童相談所</u> を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては、副館長） (4)～(6) [略]																				
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">共通専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 人事・服務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">専決事項</th> <th style="width: 5%;">課長</th> <th style="width: 5%;">部長</th> <th style="width: 5%;">局長</th> <th style="width: 5%;">副市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	課長	部長	局長	副市長	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。					<p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">共通専決事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 人事・服務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">専決事項</th> <th style="width: 5%;">課長</th> <th style="width: 5%;">部長</th> <th style="width: 5%;">局長</th> <th style="width: 5%;">副市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	課長	部長	局長	副市長	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。				
専決事項	課長	部長	局長	副市長																	
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。																					
専決事項	課長	部長	局長	副市長																	
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。																					

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。以下同じ。）<u>、局に属する課長相当職及び総合調整幹</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職、<u>課長</u>（部に属する課長相当職を含む。以下同じ。）<u>及び調整幹</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長、<u>局に属する課長相当職及び総合調整幹</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>3 勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長、<u>局に属する課長相当職及び総合調整幹</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>4 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長、<u>局に属する課長相当職及び総合調整幹</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職、<u>課長及び調整幹</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。以下同じ。）<u>及び局に属する課長相当職</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職<u>及び課長</u>（部に属する課長相当職を含む。以下同じ。）</p> <p>(4) [略]</p>					
<p>2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長<u>及び局に属する課長相当職</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職<u>及び課長</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>3 勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長<u>及び局に属する課長相当職</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職<u>及び課長</u></p> <p>(4) [略]</p>					
<p>4 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 局に属する局長相当職、部長<u>及び局に属する課長相当職</u></p> <p>(3) 部に属する部長相当職<u>及び課長</u></p> <p>(4) [略]</p>					

5 時間外勤務代休時間の指定を すること。 (1) 総合調整幹 (2) 調整幹 (3) 前2号に掲げる職員以外の 職員				
6 週休日の振替え及び代休日の 指定をすること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長、局に属する課長相当職及 び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課 長及び調整幹 (4) [略]				○
7 出張（外国出張及び人材育成 課が主管する派遣研修を除く。 ）の命令及び復命の受理をする こと。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長、局に属する課長相当職及 び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課 長及び調整幹 (4) [略]				○
8 外国出張の命令及び復命の受 理をすること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長、局に属する課長相当職及 び総合調整幹 (3) 部に属する部長相当職、課 長及び調整幹 (4) [略]				○
9 [略]				
10 所属職員（専門幹、参与及 び主査以下（係長を除く。）の 職員に限る。）を配置すること。				○
11～17 [略]				

3 収入事務

専決事項	課長	部長	局長	副市長
------	----	----	----	-----

5 時間外勤務代休時間の指定を すること。	○			
6 週休日の振替え及び代休日の 指定をすること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長及び局に属する課長相当職 (3) 部に属する部長相当職及び 課長 (4) [略]				○
7 出張（外国出張及び人材育成 課が主管する派遣研修を除く。 ）の命令及び復命の受理をする こと。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長及び局に属する課長相当職 (3) 部に属する部長相当職及び 課長 (4) [略]				○
8 外国出張の命令及び復命の受 理をすること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部 長及び局に属する課長相当職 (3) 部に属する部長相当職及び 課長 (4) [略]				○
9 [略]				
10 所属職員（技能職員を除く。 ）（参与及び主査以下（係長を 除く。）の職員に限る。）を配 置すること並びに技能職員を配 置し、及び担当業務を指定する こと。				○
11～17 [略]				

3 収入事務

専決事項	課長	部長	局長	副市長
------	----	----	----	-----

				長
1～5	[略]			
6	<u>地方自治法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。</u>		○	

4～8 [略]
備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
[略]					
職員課	1・2 [略]				
	3 [略]				
	4 [略]				
	5 [略]				
	6 [略]				
	7 [略]				
[略]					

[略]

保健衛生局

保健部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
保健衛生総務課	1～3 [略]				
[略]					

[略]

				長
1～5	[略]			

4～8 [略]
備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
[略]					
職員課	1・2 [略]				
	3 <u>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)及び平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づき、子ども手当(水道局、教育委員会事務局及び消防局の職員以外の職員に係るものに限る。)の支給資格を認定し、その支給を決定すること。</u>		○		
	4 [略]				
	5 [略]				
	6 [略]				
	7 [略]				
	8 [略]				
[略]					

[略]

保健福祉局

保健部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
健康増進課	1～3 [略]				
[略]					
生活衛生課	1・2 [略]				

生活衛生課	1・2 [略]	○			
	3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条の5第2項の規定による要請をすること。				
[略]					

食品・医薬品安全課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条の5第2項の規定による要請をすること。	○			
[略]					

福祉部						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	
福祉総務課	1 さいたま市浦和ふれあい館条例（平成13年さいたま市条例第142号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等及び使用料の還付をすること。	○				
	2 さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第143号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び開館時間の変更をすること。	○				
	3 社会福祉法人の設立、定款の変更（軽微なものを除く。）、解散及び合併の認可等、運営の改善命令等、役員解職等の勧告、解散命令並びに業務等の停止命令をすること。				○	
	4 社会福祉連携推進法人の認定及び取消、連携推進方針の変更の認定、定款の変更（軽微なものを除く。）、代表理事の選定及び解職の認可、役員				○	

		の解職の勧告並びに業務の停止命令をすること。			
		5 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の定款の変更（軽微なものに限る。）の認可をすること。	○		
		6 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成13年さいたま市条例第140号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを決定すること。	○		
		7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項及び第6項（これらの規定を同法第144条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、検査及び命令をすること。	○		
生活福祉課	1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護施設の設置等の認可及び設置の認可の取消し並びに保護施設の設備及び運営の改善、その事業の停止並びに保護施設の廃止の命令をすること。		○	
	2	生活保護法に基づく保護施設に対する報告の徴収、立入検査及び管理規程の変更命令並びに指定医療機関及び指定介護機関に対する報告の徴収及び立入検査をすること。	○		
	3	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定及び認定の取消しをすること。	○		

	<p>4 生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対する報告徴収をすること。</p> <p>5 社会福祉法第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査をすること。</p> <p>6 社会福祉法に基づく改善命令及び社会福祉事業を営むことの制限又は停止の命令をすること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>7 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）に基づく日常生活支援住居施設の認定、認定の取消し及び認定の効力の停止をすること。</p> <p>8 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）に基づく報告の徴収、検査、調査、勧告及び勧告に従うべき旨の命令をすること。</p> <p>9 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく改善命令及び被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことの制限又は停止の命令をすること。</p> <p>10 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条の規定による公表をすること。</p>	○			
監査指導課	1 社会福祉法、老人福祉法（昭和38年法律第1	○			

	<p>33号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づく報告の徴収、検査及び調査をすること。</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。</p> <p>3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</p> <p>4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく改善勧告をすること。</p> <p>5 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに指導をすること。</p> <p>6 介護保険法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</p> <p>7 介護保険法に基づく改善勧告をすること。</p> <p>8 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。</p> <p>9 子ども・子育て支援法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。</p> <p>10 子ども・子育て支援法に基づく改善勧告をすること。</p>	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---

障害政 策課	1 さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則（平成13年さいたま市規則第103号）に基づく障害者福祉施設のり園の開園時間及び会議室の利用時間の変更をすること。	○							
	2 さいたま市大崎むつみの里条例施行規則（平成19年さいたま市規則第65号）に基づく利用時間の変更をすること。	○							
	3 さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第105号）に基づく利用時間の変更をすること。	○							
	4 さいたま市槻の木条例施行規則（平成17年さいたま市規則第62号）に基づく利用時間の変更をすること。	○							
	5 さいたま市みずき園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第108号）に基づく利用時間の変更をすること。	○							
	6 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成15年さいたま市規則第6号）に基づく利用時間の変更をすること。	○							
障害支 援課	1 心身障害者地域デイケア施設、生活ホーム及び地域活動支援センターの承認及び取消しの決定をすること。	○							
	2 生活サポート事業を行う団体の登録を決定すること。	○							
	3 障害者福祉施設の設立の認可及びその取消し並びに施設の廃止又は休止の承認をすること。					○			
	4 精神障害者保健福祉手帳の交付の決定をすること。	○							

	5 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給の認定をすること。	○		
	6 心身障害者扶養共済の加入等の承認を決定すること。	○		
	7 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設及び相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、登録、廃止及び取消しをすること。	○		
	8 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく改善命令をすること。	○		
	9 障害福祉サービス事業者等の変更、休止、再開及び更新の承認をすること。	○		
	10 自立支援給付に係る不正利得の徴収職員を任命すること。		○	
	11 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等に係る不正利得の徴収職員を任命すること。		○	
国民健康保険課	1 徴税吏員を任命すること。			○
	2 公示送達をすること。	○		
	3 予防検診検査料補助金の支給を決定すること。	○		
	4 特定健康診査手数料の支給を決定すること。	○		
	5 健康診査手数料の支給を決定すること。	○		
	6 国民健康保険税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。		○	
	7 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療に係る診療報酬明細書の再審査を決定すること。	○		
	8 国民健康保険法の規定による医療に係る柔道整復施術療養費の支給を決	○		

	定すること。				
	9 国民健康保険法の規定による医療に係る移送費を決定すること。	○			
	10 国民健康保険法に基づく第三者行為及び不当利得を処理すること。	○			
年金医療課	1 子育て支援医療費、心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の高額医療費等の返還を決定すること。	○			
	2 在日外国人等福祉手当の支給を決定すること。	○			
	3 後期高齢者医療保険料の徴収職員を任命すること。			○	
	4 公示送達をすること。	○			
	5 換価の猶予を決定すること。	○			
	6 不動産等の差押え及びその解除をすること。	○			
	7 交付要求をすること。	○			
	8 後期高齢者医療保険料の不納欠損処分をすること。		○		
障害者更生相談センター	1 身体障害者手帳及び療育手帳の交付を決定すること。	○			
障害者総合支援センター	1 さいたま市障害者総合支援センター条例（平成18年さいたま市条例第69号）に基づく休館日の変更及び利用時間の変更をすること。	○			

長寿応援部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
高齢福祉課	1 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則（平成15年さいたま市規則第69号。以	○			

	<p>下「グリーンヒルうらわ 条例施行規則」という。)に基づく利用日及び利用 時間の変更をすること。</p> <p>2 グリーンヒルうらわ条 例施行規則に基づく書類 の指定をすること。</p> <p>3 さいたま市老人福祉セ ンター条例（平成13年 さいたま市条例第146 号）に基づく利用の許可、 利用の制限、利用の許可 の取消し等、使用料の還 付及び利用時間の変更を すること。</p> <p>4 さいたま市健康福祉セ ンター西楽園条例（平成 13年さいたま市条例第 147号）に基づく利用 の許可、利用の制限、使 用料の還付及び利用時間 の変更をすること。</p> <p>5 さいたま市高齢者生き がい活動センター条例（ 平成18年さいたま市条 例第50号）に基づく利 用の許可、利用の制限、 利用の許可の取消し及び 開館時間の変更をすこと。</p> <p>6 さいたま市老人憩いの 家条例（平成13年さい たま市条例第151号） に基づく同条例に規定す る施設の利用の許可、利 用の制限、利用の許可の 取消し等及び開館時間 の変更をすること。</p> <p>7 さいたま市高齢者デイ サービスセンター条例（ 平成13年さいたま市条 例第153号）に基づく 利用時間の変更をすこと。</p> <p>8 さいたま市与野本町デ イサービスセンター条例 （平成13年さいたま市 条例第154号）に基づ く利用時間の変更をす こと。</p>	○						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

	9	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例（平成29年さいたま市条例第26号）に基づく利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。	○		
	10	重度要介護高齢者紙おむつ支給事業者の登録を決定すること。	○		
介護保険課	1	介護老人保健施設の開設許可及びその取消し並びに変更許可等をする事		○	
	2	介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービスを含む。）事業者、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）事業者及び居宅介護支援（介護予防支援を含む。）事業者（第4項において「介護保険法に基づくサービス事業者等」という。）並びに介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の指定、廃止及び取消しをすること。	○		
	3	介護保険法に基づく改善命令をすること。		○	
	4	介護保険法に基づくサービス事業者等及び介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の変更、再開、休止及び更新等の承認をすること。	○		
	5	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可及びその取消し並びに施設の廃止又は休止の承認をすること。		○	
	6	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの施設の改善勧告、改善命令及び業務停止命令をすること。		○	
	7	公示送達をすること。	○		

8 介護保険料の徴収職員
を任命すること。

○

福祉局

生活福祉部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
福祉総務課	<p>1 さいたま市浦和ふれあい館条例（平成13年さいたま市条例第142号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等及び使用料の還付をすること。</p> <p>2 さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第143号）に基づく利用の許可、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び開館時間の変更をすること。</p> <p>3 社会福祉法人の設立、定款の変更（軽微なものを除く。）、解散及び合併の認可等、運営の改善命令等、役員解職等の勧告、解散命令並びに業務等の停止命令をすること。</p> <p>4 社会福祉連携推進法人の認定及び取消、連携推進方針の変更の認定、定款の変更（軽微なものを除く。）、代表理事の選定及び解職の認可、役員解職の勧告並びに業務の停止命令をすること。</p> <p>5 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の定款の変更（軽微なものに限る。）の認可をすること。</p> <p>6 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成13年さいたま市条例第140号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを決定</p>	○			
		○			
			○		
				○	
			○		
		○			

	<p>すること。</p> <p>7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項及び第6項（これらの規定を同法第144条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、検査及び命令をすること。</p>	○		
生活福祉課	<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護施設の設置等の認可及び設置の認可の取消し並びに保護施設の設備及び運営の改善、その事業の停止並びに保護施設の廃止の命令をすること。</p> <p>2 生活保護法に基づく保護施設に対する報告の徴収、立入検査及び管理規程の変更命令並びに指定医療機関及び指定介護機関に対する報告の徴収及び立入検査をすること。</p> <p>3 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定及び認定の取消しをすること。</p> <p>4 生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対する報告徴収をすること。</p> <p>5 社会福祉法第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査をすること。</p>	○	○	○

	<p>6 社会福祉法に基づく改善命令及び社会福祉事業を經營することの制限又は停止の命令をすること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>7 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）に基づく日常生活支援住居施設の認定、認定の取消し及び認定の効力の停止をすること。</p> <p>8 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）に基づく報告の徴収、検査、調査、勧告及び勧告に従うべき旨の命令をすること。</p> <p>9 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づく改善命令及び被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことの制限又は停止の命令をすること。</p> <p>10 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条の規定による公表をすること。</p>	○	○	○	○	
監査指導課	<p>1 社会福祉法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく報告の徴収、検査及び調査をすること。</p>	○				

	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。	○		
	3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。	○		
	4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく改善勧告をすること。	○		
	5 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに指導をすること。	○		
	6 介護保険法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。	○		
	7 介護保険法に基づく改善勧告をすること。	○		
	8 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく報告及び文書その他の物件の提示並びに指導をすること。	○		
	9 子ども・子育て支援法に基づく報告及び帳簿書類その他の物件の提示並びに立入検査を実施すること。	○		
	10 子ども・子育て支援法に基づく改善勧告をすること。	○		
国保年金課	1 徴税吏員を任命すること。		○	
	2 公示送達をすること。	○		
	3 予防検診検査料補助金の支給を決定すること。	○		
	4 特定健康診査手数料の支給を決定すること。	○		
	5 健康診査手数料の支給を決定すること。	○		

6	国民健康保険税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。	○			
7	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療に係る診療報酬明細書の再審査を決定すること。	○			
8	国民健康保険法の規定による医療に係る柔道整復施術療養費の支給を決定すること。	○			
9	国民健康保険法の規定による医療に係る移送費を決定すること。	○			
10	国民健康保険法に基づく第三者行為及び不当利得を処理すること。	○			
11	在日外国人等福祉手当の支給を決定すること。	○			
12	後期高齢者医療保険料の徴収職員を任命すること。		○		
13	後期高齢者医療保険料の換価の猶予を決定すること。	○			
14	後期高齢者医療保険料の徴収に係る不動産等の差押え及びその解除をすること。	○			
15	後期高齢者医療保険料の交付要求をすること。	○			
16	後期高齢者医療保険料の徴収金に係る不納欠損処分をすること。	○			

長寿応援部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
高齢福祉課	1 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則（平成15年さいたま市規則第69号。以下「グリーンヒルうらわ条例施行規則」という。）に基づく利用日及び利	○			

用時間の変更をすること。

- | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|
| 2 | グリーンヒルうらわ条例施行規則に基づく書類の指定をすること。 | ○ | | | |
| 3 | さいたま市老人福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第146号）に基づく利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 4 | さいたま市健康福祉センター西楽園条例（平成13年さいたま市条例第147号）に基づく利用の許可、利用の制限、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 5 | さいたま市高齢者生きがい活動センター条例（平成18年さいたま市条例第50号）に基づく利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消し及び開館時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 6 | さいたま市老人憩いの家条例（平成13年さいたま市条例第151号）に基づく同条例に規定する施設の利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消し等及び開館時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 7 | さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第153号）に基づく利用時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 8 | さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第154号）に基づく利用時間の変更をすること。 | ○ | | | |
| 9 | さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例（平成29年さいたま市条例 | ○ | | | |

	第26号)に基づく利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消し等、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。				
	10 重度要介護高齢者紙おむつ支給事業者の登録を決定すること。	○			
介護保険課	1 介護老人保健施設の開設許可及びその取消し並びに変更許可等をする事 こと。			○	
	2 介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービスを含む。）事業者、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）事業者及び居宅介護支援（介護予防支援を含む。）事業者（第4項において「介護保険法に基づくサービス事業者等」という。）並びに介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の指定、廃止及び取消しを すること。		○		
	3 介護保険法に基づく改善命令をすること。		○		
	4 介護保険法に基づくサービス事業者等及び介護保険施設（介護老人保健施設を除く。）の変更、再開、休止及び更新等の承認をすること。	○			
	5 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可及びその取消し並びに施設の廃止又は休止の承認をすること。			○	
	6 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの施設の改善勧告、改善命令及び業務停止命令をすること。			○	
	7 公示送達をすること。	○			
	8 介護保険料の徴収職員を任命すること。			○	

障害福祉部		課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
障害政策課	1	さいたま市総合療育センターひまわり学園管理規則（平成13年さいたま市規則第103号）に基づく障害者福祉施設みのり園の開園時間及び会議室の利用時間の変更をすること。	○				
	2	さいたま市大崎むつみの里条例施行規則（平成19年さいたま市規則第65号）に基づく利用時間の変更をすること。	○				
	3	さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第105号）に基づく利用時間の変更をすること。	○				
	4	さいたま市槻の木条例施行規則（平成17年さいたま市規則第62号）に基づく利用時間の変更をすること。	○				
	5	さいたま市みずき園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第108号）に基づく利用時間の変更をすること。	○				
	6	さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成15年さいたま市規則第6号）に基づく利用時間の変更をすること。	○				
	7	心身障害者地域デイケア施設及び地域活動支援センターの承認及び取消しの決定をすること。		○			
	8	障害者福祉施設の設立の認可及びその取消し並びに施設の廃止又は休止の承認をすること。			○		
	9	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害		○			

	福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所施設及び相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の指定、登録、廃止及び取消しをすること。							
	10 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく改善命令をすること。							○
	11 障害福祉サービス事業者等の変更、休止、再開及び更新の承認をすること。	○						
障害福祉課	1 生活サポート事業を行う団体の登録を決定すること。	○						
	2 生活ホームの承認及び取消しの決定をすること。		○					
	3 精神障害者保健福祉手帳の交付の決定をすること。	○						
	4 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給の認定をすること。	○						
	5 心身障害者扶養共済の加入等の承認を決定すること。	○						
	6 自立支援給付に係る不正利得の徴収職員を任命すること。						○	
	7 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等に係る不正利得の徴収職員を任命すること。						○	
	8 心身障害者医療費の高額医療費等の返還を決定すること。	○						
障害者更生相談センター	1 身体障害者手帳及び療育手帳の交付を決定すること。	○						
障害者総合支援センター	1 さいたま市障害者総合支援センター条例（平成18年さいたま市条例第69号）に基づく休館日の変更及び利用時間の変更をすること。	○						

子ども 育成部	課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市 長
子ども 政策課	1	さいたま市グリーンラ イフ猿花キャンプ場条例 (平成15年さいたま市 条例第77号)に基づく 利用の許可及び利用の許 可の取消し等をするこ と。	○			
	2	さいたま市児童センタ 一条例(平成13年さい たま市条例第177号) に基づく利用時間の変 更、利用の許可、利用の 許可の取消し等をするこ と。	○			
子育て 支援課	1	母子福祉資金及び父子 福祉資金並びに寡婦福祉 資金の貸付の決定をする こと。	○			
	2	子育て支援医療費及び ひとり親家庭等医療費の 高額医療費等の返還を決 定すること。	○			

子ども 育成部	課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市 長
子育て 支援政 策課	1	母子福祉資金及び父子 福祉資金並びに寡婦福祉 資金の貸付の決定をする こと。	○			
青少年 育成課	1	さいたま市グリーンラ イフ猿花キャンプ場条例 (平成15年さいたま市 条例第77号)に基づく 利用の許可及び利用の許 可の取消し等をするこ と。	○			
	2	さいたま市児童センタ 一条例(平成13年さい たま市条例第177号) に基づく利用時間の変更、 利用の許可、利用の許可 の取消し等をするこ と。	○			
	3	さいたま市放課後児童 クラブ条例(平成13年 さいたま市条例第178 号)に基づく開室時間の 変更をするこ と。	○			

子育て 未来部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
幼児・ 放課後 児童課	1 幼児教育に係る助成の 実施及び決定を行うこと。	○		
	2 <u>さいたま市放課後児童 クラブ条例（平成13年 さいたま市条例第178 号）に基づく開室時間の 変更をすること。</u>	○		
[略]				
保育課				
1 [略]				
保育施 設支援 課	1 認可外保育施設に係る 助成の実施及び決定を行 うこと。 2 認可外保育施設に係る 立入調査を実施すること。 3 認可外保育施設の事業 停止及び施設の閉鎖命令 をすること。 4 利用者負担額及び保育 料の徴収職員を任命する こと。 5 利用者負担額及び保育 料の徴収金に係る不納欠 損処分をすること。	○	○	○

[略]
環境局

環境共 生部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
環境総 務課	1～6 [略]			

幼児未 来部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
幼児政 策課	1 幼児教育及び認可外保 育施設に係る助成の実施 及び決定を行うこと。	○		
	2 <u>認可外保育施設に係る 立入調査を実施すること。</u>		○	
	3 <u>認可外保育施設の事業 停止及び施設の閉鎖命令 をすること。</u>			○
[略]				
保育課				
1 利用者負担額及び保育 料の徴収職員を任命する こと。 2 [略]				○

[略]
環境局

環境共 生部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
環境創 造政策 課	1～6 [略]			

	7 <u>さいたま市空き地の環境保全に関する条例（平成13年さいたま市条例第188号）に基づく勧告をすること。</u>	○			
	8 <u>さいたま市空き地の環境保全に関する条例に基づく命令をすること。</u>		○		
	9 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく有害鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を許可すること。</u>	○			

環境対策課	1～11 [略]				
-------	----------	--	--	--	--

[略]
建設局
[略]

建築部	専決事項			
課所名	課長	部長	局長	副市長
建築総務課	1～6 [略]			
	7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第5</u>	○		

--	--	--	--	--	--

環境対策課	1～11 [略]				
	12 <u>生活環境保全条例第35条の規定による勧告をすること。</u>		○		
	13 <u>生活環境保全条例第123条第1項の規定による公表（12の勧告を経たものに限る。）をすること。</u>		○		
	14 <u>さいたま市空き地の環境保全に関する条例（平成13年さいたま市条例第188号）に基づく勧告をすること。</u>		○		
	15 <u>さいたま市空き地の環境保全に関する条例に基づく命令をすること。</u>			○	
	16 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく有害鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を許可すること。</u>		○		

[略]
建設局
[略]

建築部	専決事項			
課所名	課長	部長	局長	副市長
建築総務課	1～6 [略]			
	7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第5</u>		○	

19 [略]
20 [略]
21 [略]
22 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録、登録の拒否、変更の登録及び登録の抹消をすること。 ○

23 高齢者住まい法の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る報告の徴収、立入検査及び指示をすること。 ○

規定に基づき、マンション建替組合の解散について認可すること。
22 マンション建替え円滑化法第57条第1項の規定に基づき、組合が定める権利変換計画について認可すること。 ○
23 マンション建替え円滑化法第97条第2項の規定に基づき、組合に対し、建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命令すること。 ○
24 マンション建替え円滑化法第98条の規定に基づき、組合に対する措置命令、又は設立の認可若しくは議決等の取消しに関すること。 ○

25 [略]
26 [略]
27 [略]
28 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第7条第1項の規定による登録をすること。 ○

29 高齢者住まい法第8条第1項の規定による登録の拒否をすること。 ○
30 高齢者住まい法第9条第3項（第11条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による変更の登録をすること。 ○
31 高齢者住まい法第13条第1項の規定による登録の抹消をすること。 ○
32 高齢者住まい法第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査をすること。 ○

				3 3 高齢者住まい法第25条の規定による指示を すること。	○
	2 4 高齢者住まい法の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の取消しをすること。	○		3 4 高齢者住まい法第26条第1項及び第2項並びに第27条第1項の規定による登録の取消しを すること。	○
	2 5 高齢者住まい法の規定による終身建物賃貸借事業に係る認可、変更の認可、助言、指導、報告の徴収及び承認をすること。	○		3 5 高齢者住まい法第54条の規定による認可を すること。	○
				3 6 高齢者住まい法第56条の規定による変更の認可をすること。	○
				3 7 高齢者住まい法第65条の規定による助言及び指導をすること。	○
				3 8 高齢者住まい法第66条の規定による報告の徴収をすること。	○
				3 9 高齢者住まい法第67条第3項の規定による承認をすること。	○
	2 6 高齢者住まい法の規定による終身建物賃貸借事業に係る改善命令及び認可の取消しをすること。	○		4 0 高齢者住まい法第68条の規定による改善命令をすること。	○
				4 1 高齢者住まい法第69条第1項の規定による認可の取消しをすること。	○
	2 7 [略]			4 2 [略]	
	2 8 [略]			4 3 [略]	
	2 9 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録、登録の拒否、変更の登録、登録の抹消をすること。	○		4 4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第10条第1項の規定による登録をすること。	○
				4 5 住宅セーフティネット法第11条第1項の規定による登録の拒否をすること。	○

<p>30 <u>住宅セーフティネット法の規定による住宅要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る報告の徴収及び指示をすること。</u></p>	○			
<p>31 <u>住宅セーフティネット法の規定による住宅要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録の取消しをすること。</u></p>	○			
<p>32 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）の規定による管理組合の管理者等に対する指導及び助言に関すること。</u></p>	○			
<p>33 <u>マンション管理適正化法の規定による管理組合の管理者等に対する勧告に関すること。</u></p>	○			
<p>34 <u>マンション管理適正化法の規定による管理計画の認定、変更の認定、更新の認定及び報告の徴収をすること。</u></p>	○			
<p>35 <u>マンション管理適正化法の規定による認定管理者等に対する改善命令及び管理計画の認定の取消しをすること。</u></p>	○			

[略]

建設事

<p>46 <u>住宅セーフティネット法第12条第3項の規定による変更の登録をすること。</u></p>	○			
<p>47 <u>住宅セーフティネット法第15条第1項の規定による登録の抹消をすること。</u></p>	○			
<p>48 <u>住宅セーフティネット法第22条第1項の規定による報告の徴収をすること。</u></p>	○			
<p>49 <u>住宅セーフティネット法第23条の規定による指示をすること。</u></p>	○			
<p>50 <u>住宅セーフティネット法第24条第1項及び第2項の規定による登録の取消しをすること。</u></p>	○			
<p>51 <u>住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料の助成を決定すること。</u></p>	○			
<p>52 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項の規定による指導・助言に関すること。</u></p>	○			
<p>53 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第2項の規定による勧告に関すること。</u></p>	○			

[略]

建設事

務所		専決事項	課長	部長	局長	副市長
課所名						
[略]						
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可をすること。 2～10 [略]			○		
[略]						
[略]						
備考 [略]						

務所		専決事項	課長	部長	局長	副市長
課所名						
[略]						
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項並びに第87条の3第5項及び第6項の規定による許可をすること。 2～10 [略]			○		
[略]						
[略]						
備考 [略]						

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第3建設局建築部建築行政課の第1項及び同表建設局建設事務所建築指導課の第1項の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市訓令第5号

さいたま市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防局事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
個別専決事項					個別専決事項				
[略]					[略]				
予防部					予防部				
課名	専決事項	課長	部長	局長	課名	専決事項	課長	部長	局長
[略]					[略]				
査察指導課	1～38 [略]				査察指導課	1～38 [略]			
	<u>39 液化石油ガスの規制事務に係る登録をすること。</u>			○					
	<u>40 液化石油ガスの規制事務に係る届出、報告又は請求の受理をすること。</u>	○							
	<u>41 液化石油ガスの規制事務に係る命令をすること。</u>			○					
	<u>42 液化石油ガスの規制事務に係る登録の取消し又は削除をすること。</u>			○					
	<u>43 液化石油ガスの規制事務に係る認定又は認定の更新をすること。</u>	○							
	<u>44 液化石油ガスの規制事務に係る認可をすること。</u>	○							
	<u>45 液化石油ガスの規制事務に係る認定の取消しをすること。</u>			○					
	<u>46 [略]</u>					<u>39 [略]</u>			
	<u>47 [略]</u>					<u>40 [略]</u>			
						<u>41 液化石油ガスの規制事</u>			○

<p><u>4 8</u> [略]</p> <p><u>4 9</u> 液化石油ガスの規制事務に係る許可の取消しをすること。</p> <p><u>5 0</u> [略]</p> <p><u>5 1</u> 液化石油ガスの規制事務に係る立入検査又は質問をすること。</p> <p><u>5 2</u> 液化石油ガスの規制事務に係る通報をすること。</p> <p><u>5 3</u> [略]</p> <p><u>5 4</u> [略]</p> <p><u>5 5</u> [略]</p> <p><u>5 6</u> [略]</p> <p><u>5 7</u> [略]</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p><u>務に係る届出又は報告の受理をすること。</u></p> <p><u>4 2</u> [略]</p> <p><u>4 3</u> 液化石油ガスの規制事務に係る命令又は許可の取消しをすること。</p> <p><u>4 4</u> 液化石油ガスの規制事務に係る立入検査又は質問をすること。</p> <p><u>4 5</u> [略]</p> <p><u>4 6</u> 液化石油ガスの規制事務に係る公安委員会に通報をすること。</p> <p><u>4 7</u> [略]</p> <p><u>4 8</u> [略]</p> <p><u>4 9</u> [略]</p> <p><u>5 0</u> [略]</p> <p><u>5 1</u> [略]</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第6号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
[略]				[略]			
3	<u>保健衛生局市立病院</u>	[略]		3	<u>保健福祉局市立病院</u>	[略]	
4	<u>保健衛生局保健所</u> （同局健康科学研究センターを含む。以下同じ。）	[略]		4	<u>保健福祉局保健所</u> （同局健康科学研究センターを含む。以下同じ。）	[略]	
5	<u>子ども未来局子ども家庭総合センター</u> （ <u>保健衛生局保健部こころの健康センター</u> を含む。以下同じ。）	[略]		5	<u>子ども未来局子ども家庭総合センター</u> （ <u>保健福祉局保健部こころの健康センター</u> を含む。以下同じ。）	[略]	
[略]				[略]			
別表第3（第6条関係） 衛生管理者				別表第3（第6条関係） 衛生管理者			
箇所		名称		箇所		名称	
[略]				[略]			
<u>保健衛生局市立病院</u>		[略]		<u>保健福祉局市立病院</u>		[略]	

保健衛生局保健所	[略]
[略]	

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
保健衛生局保健部 高等看護学院	[略]	
保健衛生局保健部 思い出の里市営霊 園事務所	[略]	
保健衛生局保健部 食肉衛生検査所	[略]	
保健衛生局保健部 こころの健康セン ター	[略]	
保健衛生局保健部 動物愛護ふれあい センター	[略]	
福祉局障害福祉部 障害者更生相談セ ンター	[略]	
福祉局障害福祉部 障害者総合支援セ ンター	[略]	
子ども未来局子育 て未来部保育課に 置かれる保育園	[略]	
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称
[略]	
保健衛生局市立病院	[略]
保健衛生局保健所	[略]
[略]	

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	職務
保健衛生局市立病 院	[略]	
[略]		

別表第8（第11条関係）

保健福祉局保健所	[略]
[略]	

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
保健福祉局保健部 高等看護学院	[略]	
保健福祉局保健部 思い出の里市営霊 園事務所	[略]	
保健福祉局保健部 食肉衛生検査所	[略]	
保健福祉局保健部 こころの健康セン ター	[略]	
保健福祉局保健部 動物愛護ふれあい センター	[略]	
保健福祉局福祉部 障害者更生相談セ ンター	[略]	
保健福祉局福祉部 障害者総合支援セ ンター	[略]	
子ども未来局幼児 未来部保育課に置 かれる保育園	[略]	
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称
[略]	
保健福祉局市立病院	[略]
保健福祉局保健所	[略]
[略]	

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	職務
保健福祉局市立病 院	[略]	
[略]		

別表第8（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			
保健衛生局 市立病院	[略]		
保健衛生局 保健所	[略]		
[略]			

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			
保健福祉局 市立病院	[略]		
保健福祉局 保健所	[略]		
[略]			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第7号

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 <u>職員</u> の柔軟な働き方に資するものとして、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。	(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定にかかわらず、 <u>育児、介護、障害又は業務上の都合により</u> 早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 <u>職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは職員</u> の障害の特性等に応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。